

## 「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

お客さま同士が持つ技術やサービス等を結びつけ、相互に価値を高める連携を促進していくため、ビジネスマッチング支援に力を入れています。

また、お客さまが抱える事業承継や後継者不足の課題に対応するため、事業承継・M&A 支援に関する専門部署の設置に加え、税理士や中小企業診断士などの専門家や外部機関と連携し、事業承継計画の策定、後継者育成、第三者承継の実現に向けた具体的なアドバイスを行っています。

これらの事業支援を通じて、多摩地域の技術や雇用を守り、持続可能な地域経済の発展に貢献していきます。

#### b. 健康経営に関する取組

当金庫を支える職員とその家族の心身の健康維持を重要な経営課題の一つと捉え、健康の維持・増進に対する支援と働きやすい職場環境の整備に向けて、「健康経営宣言」を表明しています。お客さま・多摩地域への更なる貢献と職員の幸せづくりの実現に取り組んでいきます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は、取引に基づく適正な支払い期日までに現金で支払います。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

当金庫は、経営理念である「お客さまの幸せづくり」のもと、役職員全員がサステナビリティの価値観を持ち、多摩地域の豊かな自然環境の維持、文化・芸術の発展、誰もが住みやすい街づくりに取り組むことで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2025年10月23日

多摩信用金庫

理事長 金井 雅彦